

●香川県告示第127号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、令和元年香川県告示第75号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、令和元年10月1日次のおり免許した。

令和元年10月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 免許番号 別表のおりとする。
- 3 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のおりとする。
- 4 免許の存続期間 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで
- 5 制限又は条件 告示のおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のおりとする。

別表

免許番号	告示中の番号	漁業権者	
		氏名又は名称	住所
区第407号	3	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6